

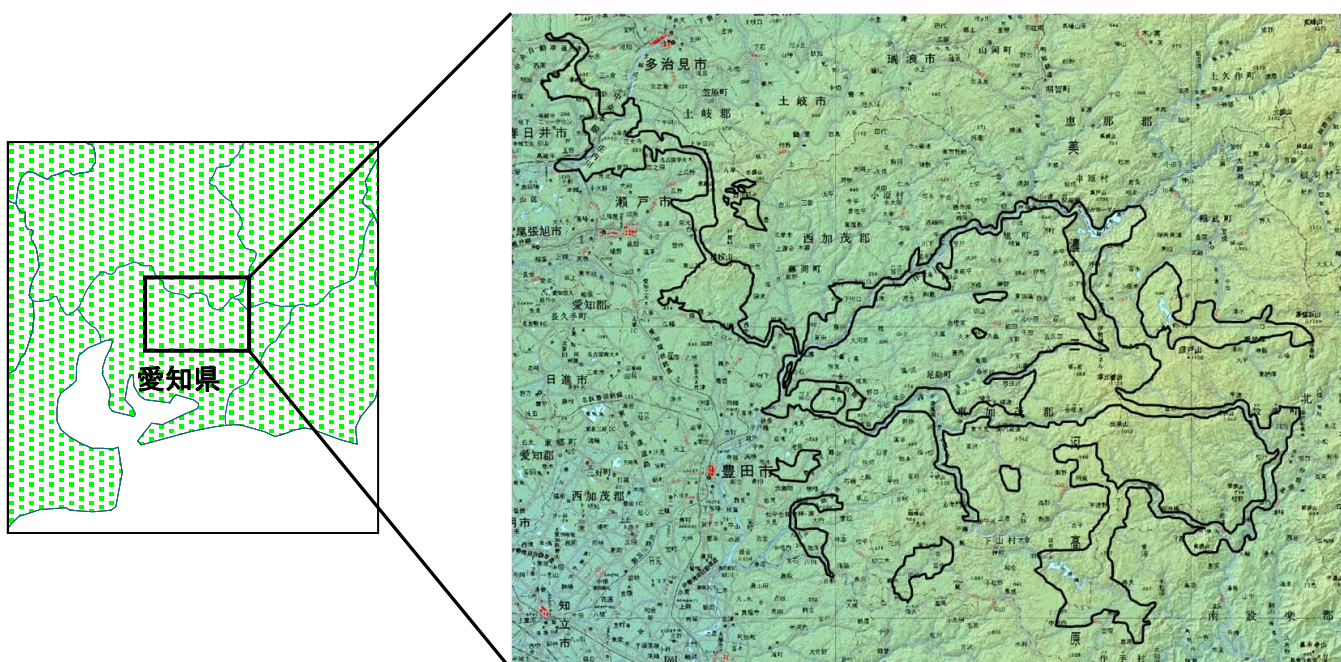
愛知高原国定公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1 変更理由

愛知高原国定公園は、愛知県の尾張地方北東部の丘陵地帯から三河地方北部及び東部の山地地帯に至る公園で、昭和45年12月に指定された。本公園は広い範囲にまたがっており、山地、丘陵、河川、溪谷等、自然景観が変化に富んでおり、東海自然歩道がレクリエーションの中心になっている。

昭和63年11月には、公園区域及び公園計画について全体的な見直し（再検討）が行われたが、その後点検は行われていない。

今回は、再検討以降の社会的条件等の変化に対応し、本公園の適正な保護と利用を図るため、公園区域及び公園計画の変更（第1次点検）を行うものである。



2 変更案の概要

(1) 公園区域の変更

○公園区域の拡張 ※指定書（環境省原案）表1

・現在の公園区域と一体的に風致を維持していくために公園区域に編入する。

- 1 愛知県春日井市木附町の一部 1ha
- 2 愛知県豊田市上高町及び山中町の各一部 26ha
- 3 愛知県豊田市京ヶ峰の一部 5ha



1 春日井市木附町



3 豊田市京ヶ峰

(2) 保護規制計画の変更

ア 第2種特別地域 ※公園計画書（環境省原案） 表3

○第2種特別地域の拡張（合計81ha）

- ・公園区域に拡張した区域を第2種特別地域とする。
 - 2 愛知県豊田市上高町及び山中町の各一部 26ha
- ・当該地の風致を維持するために、第3種特別地域から第2種特別地域に変更する。
 - 9 愛知県春日井市廻間町の一部 5ha
 - 10 愛知県豊田市矢並町の一部 5ha
 - 11 愛知県豊田市坂上町の一部 45ha



2 豊田市上高町



9 春日井市廻間町

イ 第3種特別地域 ※公園計画書環境省原案 表4

○第3種特別地域の拡張（合計6ha）

- ・公園区域に拡張した区域を第3種特別地域とする。
 - 1 愛知県春日井市木附町の一部 1ha
 - 3 愛知県豊田市京ヶ峰の一部 5ha

○第3種特別地域の削除（合計84ha）

- ・都市化が進行し、特別地域の資質がなくなったため、普通地域に変更する。

- 4 愛知県豊田市島崎町の一部 14ha
- 5 愛知県豊田市藤沢町の一部 4ha
- 6 愛知県豊田市富田町及び西広瀬町の各一部 5ha
- 7 愛知県豊田市勘八町の一部 1ha
- 8 愛知県豊田市松平町の一部 5ha

- ・第2種特別地域に変更したことにより第3種特別地域から削除する。

- 9 愛知県春日井市廻間町の一部 5ha
- 10 愛知県豊田市矢並町の一部 5ha
- 11 愛知県豊田市坂上町の一部 45ha

ウ 面積内訳

（単位：ha）

	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	普通地域	公園面積
変更前	116	3,413	16,621	1,558	21,708
変更後	116	3,494	16,543	1,587	21,740
増減	0	81	△78	29	32

（3）利用施設計画の変更

ア 単独施設 ※公園計画書環境省原案 表7

○単独施設の追加

- ・三河湖付近の利用を増進するために追加する。

- 44 休憩所 愛知県豊田市羽布町（三河湖）
- 45 展望施設 愛知県豊田市羽布町（三河湖）

図1 公園区域及び保護規制計画変更図

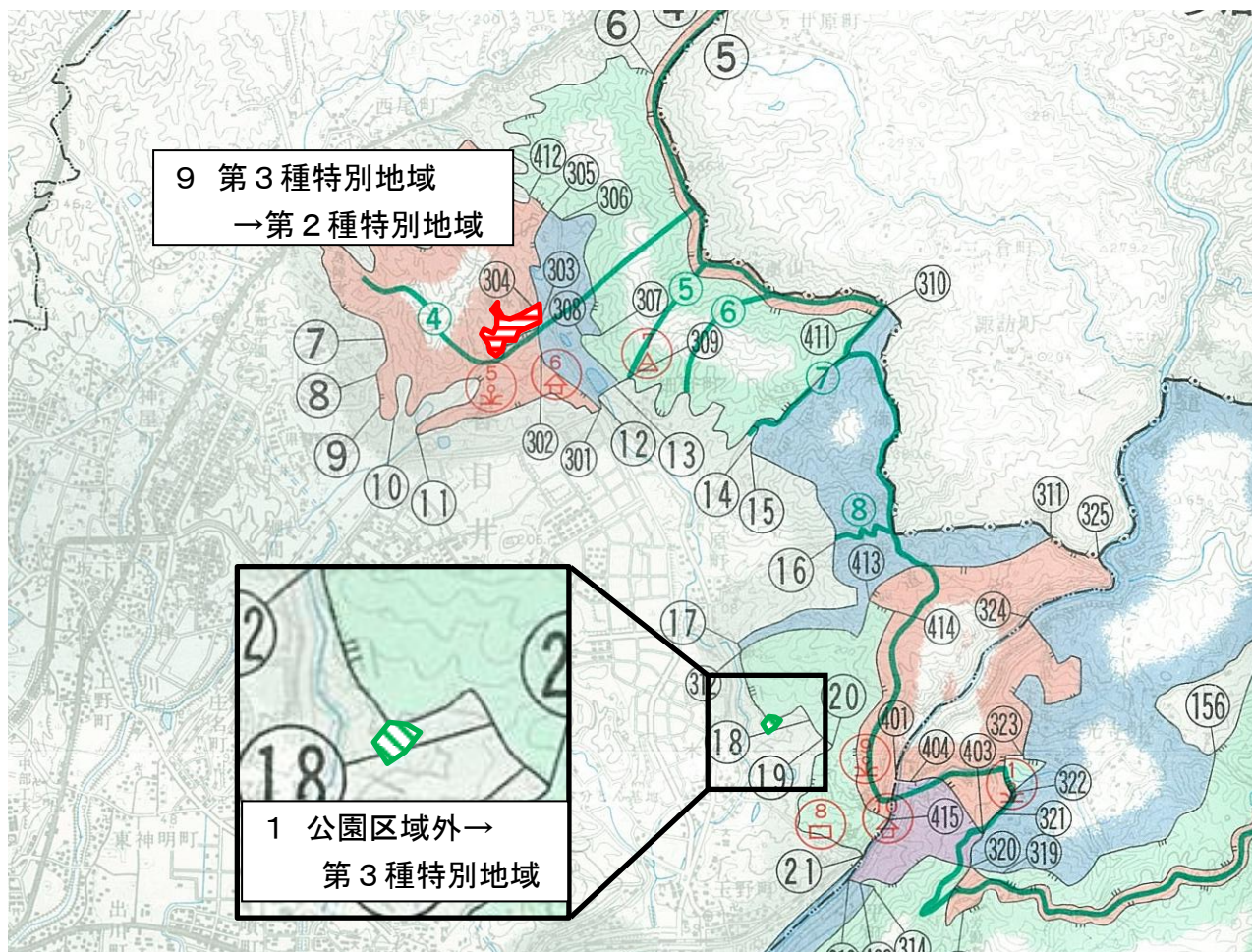


図2 保護規制計画変更図

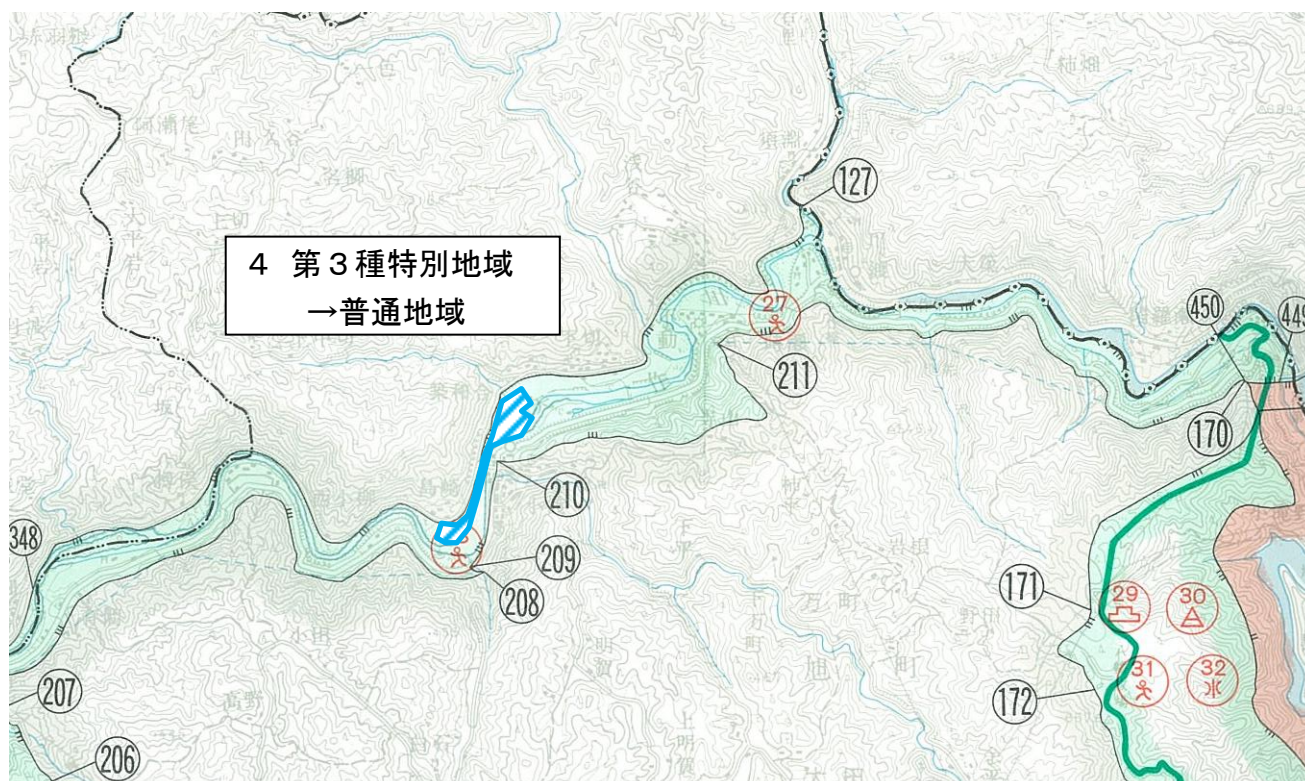


图3 公園区域及び保護規制計画変更図

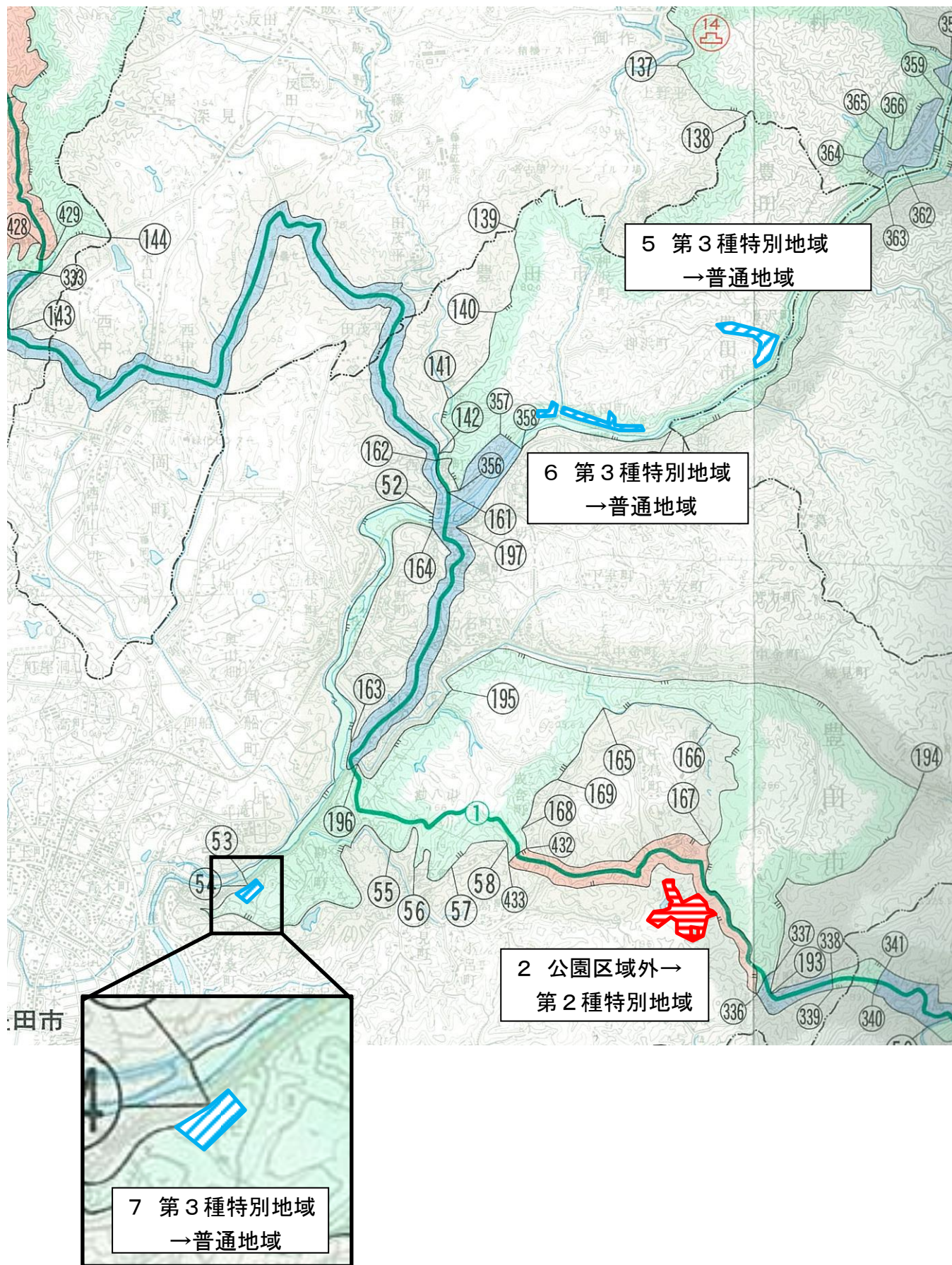


图4 公園区域及び保護規制計画変更図

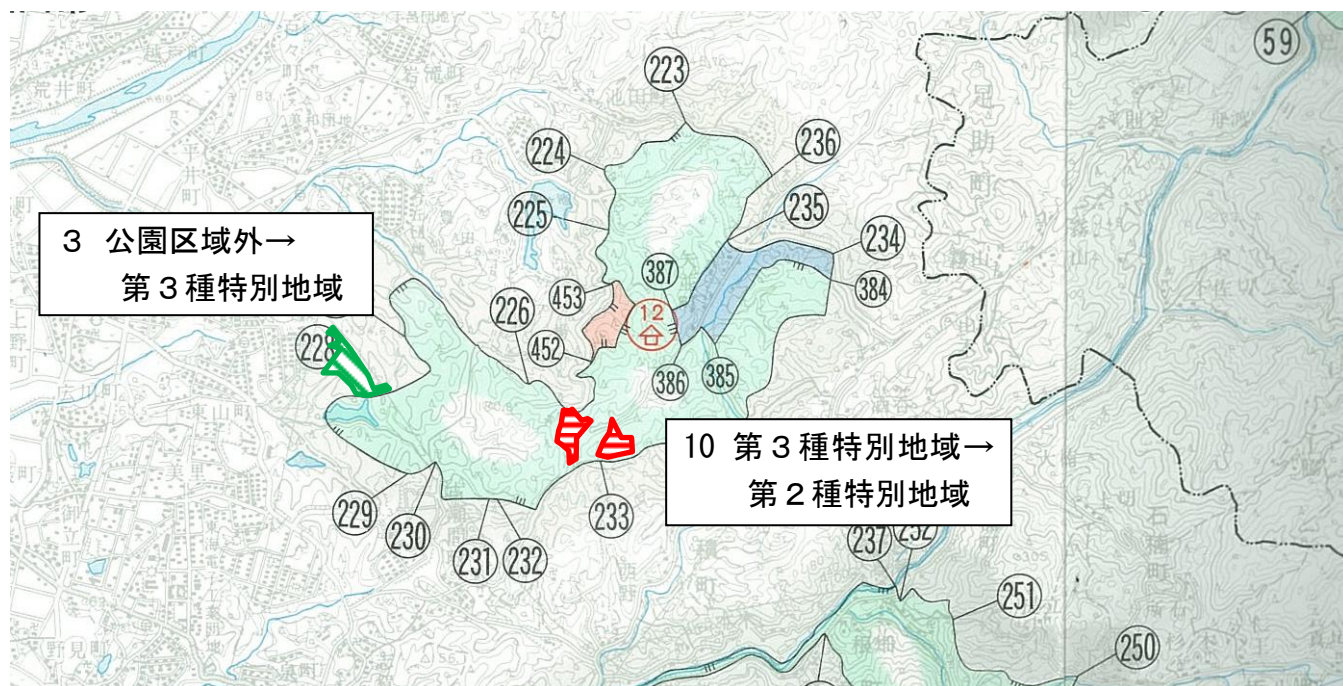


图5 保護規制計画変更図

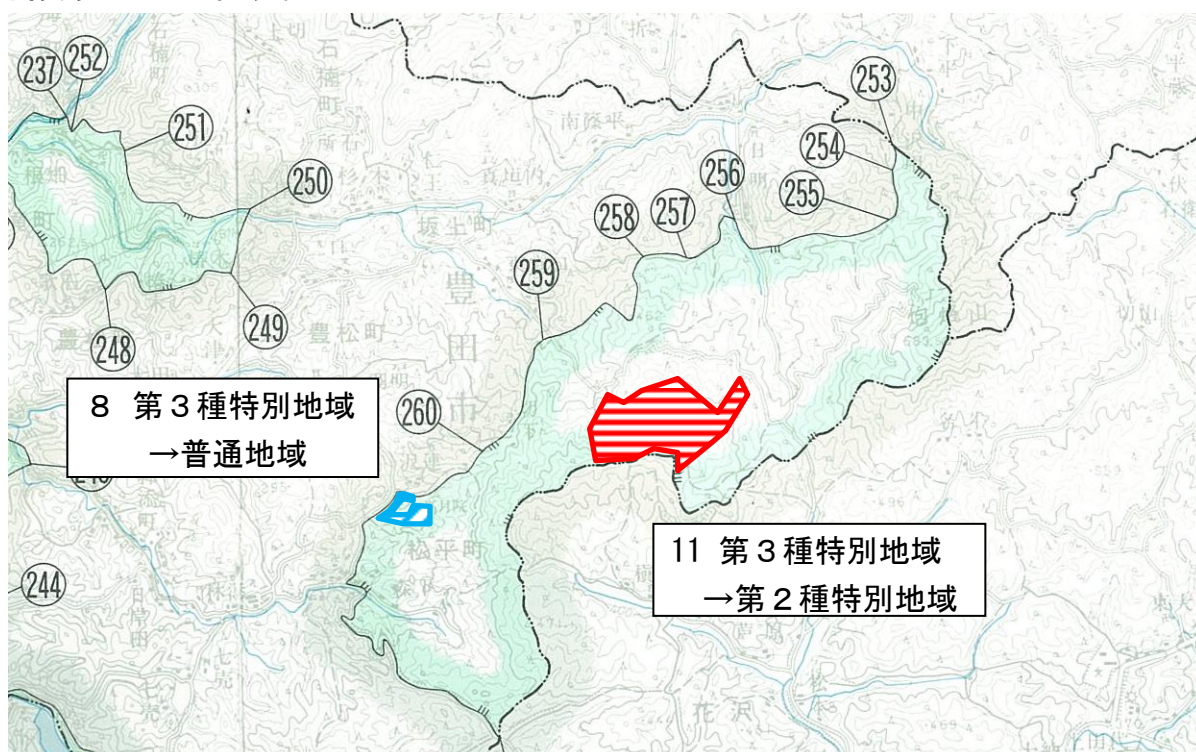


図6 利用施設計画変更図

